

報告事項 1

令和5年度 事業計画

月	計画事項	説明
4月	協会報発行（第268号） 第1回玉掛け技能講習（6, 7, 9日） 第1回新入社員安全衛生教育（11日） 第1回KYTリーダー研修（12日） 第1回足場組立て等特別教育（13日） 第2回新入社員安全衛生教育（14日） 第1回クレーン運転業務に係る特別教育（15, 16日） 第1回製造業職長教育（18, 19日） 第1回小型移動式クレーン運転技能講習（20, 21, 23日） 会計監査（24日） 第1回建設業職長・安全衛生責任者教育（25, 26日） 第1回刈払機取扱作業安全衛生教育（27日） 第1回理事会	福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 令和4年度監事による監査 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 総会提出議案の審議
5月	第1回リスクアセスメント研修（9日） 第1回低圧電気取扱業務特別教育（10日） 第2回玉掛け技能講習（11, 12, 14日） 第1回フルハズ型墜落制止用器具特別教育（13日） 第1回アーク溶接作業特別教育（16, 17日） 第1回安全管理者選任時研修（18, 19日） 第1回ガス溶接技能講習（20, 21日） 協会報編集委員会 定時総会（26日） 第1回建設業職長・安全衛生責任者に対する 能力向上教育（30日）	安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置（リスクアセスメント）を実施するための研修 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第19条の2に基づく教育 福島労働局長登録講習 協会報（第269号）の編集会議 提出議案の審議 厚生労働省通達に基づく能力向上教育
6月	全国安全週間準備月間（1～30日） 第2回足場組立て等特別教育（1日） 第2回低圧電気取扱業務特別教育（2日） 第1回自由研削と石取替業務等特別教育（4日） 第2回建設業職長・安全衛生責任者教育（6, 7日） 第2回小型移動式クレーン運転技能講習（8, 9, 11日） 第1回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育（13, 14日） 第3回玉掛け技能講習（15, 16, 18日） 第1回安全衛生推進者養成講習（20, 21日） { 全国安全週間実施要綱説明会（22日） 安全管理研修会 第2回フルハズ型墜落制止用器具特別教育（24日） 第2回製造業職長教育（27, 28日） 第2回刈払機取扱作業安全衛生教育（29日） 安全・衛生部会合同幹事会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 福島労働局長登録講習 全国安全週間の実施要綱の説明 労働災害防止等についての研修会 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育

月	計 画 事 項	説 明
7月	全国安全週間（1～7日） 協会報発行（第269号） 第2回ガス溶接技能講習（1,2日） 福島地区産業安全衛生大会（7日） 第2回クレーン運転業務に係る特別教育（8,9日） 第2回アーク溶接作業特別教育（11,12日） 第3回建設業職長・安全衛生責任者教育（13,14日） 第3回低圧電気取扱業務特別教育（19日） 第4回玉掛け技能講習（20,21,23日） 第3回フルハズ型墜落制止器具特別教育（22日） 第1回産業用ロボット（教示・検査）特別教育（25,26日） 第2回安全衛生推進者養成講習（27,28日）	福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習
8月	第1回酸素欠乏等危険作業特別教育（1日） 第1回安全管理者能力向上教育（2日） 第1回製造業職長能力向上教育（3日） 第3回刈払機取扱作業安全衛生教育（4日） 第2回自由研削と石取替業務等特別教育（6日） 化学物質管理者講習（9,10日）☆新規実施 第3回製造業職長教育（22,23日） 第5回玉掛け技能講習（24,25,27日） 第4回フルハズ型墜落制止器具特別教育（26日） 第4回低圧電気取扱業務特別教育（29日） 協会報編集委員会 安全衛生推進者能力向上教育（30日）☆新規実施	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛則第12条の5に基づく講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 協会報（第270号）の編集会議 厚生労働省通達に基づく能力向上教育
9月	全国労働衛生週間準備月間（1～30日） 化学物質管理者講習に準ずる講習（1日）☆新規実施 第2回リスクアセスメント研修（5日） 第2回KYTリーダー研修（6日） 保護具着用管理責任者教育（6日）☆新規実施 第3回小型移動式クレーン運転技能講習（7,8,10日） { 全国労働衛生週間実施要綱説明会（11日） 衛生管理研修会 第1回衛生管理者能力向上教育（12,13日） 第4回建設業職長・安全衛生責任者教育（14,15日） 第2回安全管理者選任時研修（20,21日） 第1回有機溶剤業務従事者教育（22日） 全国産業安全衛生大会（27,28,29日） 労務部会幹事会	安衛則第12条の5に基づく講習 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置（リスクアセスメント）を実施するための研修 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛則第12条の6に基づく教育 福島労働局長登録講習 安全全国労働衛生週間実施要綱の説明 労働衛生等についての研修会 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第19条の2に基づく教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 中防災主催（於 愛知県名古屋市） 労務管理研修会等の打合せ

月	計 画 事 項	説 明
2月	第5回アーク溶接作業特別教育(1,2日) 第4回ガス溶接技能講習(3,4日) 第7回製造業職長教育(7,8日) 第2回酸素欠乏等危険作業特別教育(26日) 労災実務研修会(27日) 第7回低圧電気取扱業務特別教育(28日) 協会報編集委員会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 協会報(272号)の編集会議
3月	第2回粉じん作業従事者特別教育(1日) 第4回自由研削と石取替業務等特別教育(3日) 第2回産業用ロボット(教示・検査)特別教育(5,6日) 第10回玉掛け技能講習(7,8,10日) 第7回ルーフ型墜落制止用器具特別教育(9日) 第3回安全衛生推進者養成講習(12,13日) 第4回刈払機取扱作業安全衛生教育(14日) 第2回安全管理者能力向上教育(15日) 第5回リスクアセスメント研修(19日) 第4回安全管理者選任時研修(21,22日) 第2回労務・安全・衛生部会合同幹事会 第3回理事会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント)を実施するための研修 安衛法第19条の2に基づく教育 次年度事業計画(案)についての打合せ
通 年		(1) 福島労働基準監督署の実施する労働条件確保対策、労働災害防止対策、健康確保対策、労災補償対策等に関する業務推進に対する協力。 (2) 福島労働局・県下各労働基準監督署の主唱する無災害推進運動の実施。 (3) 中央労働災害防止協会及び(一社)福島県労働基準協会の実施する各種行事及び災害防止運動に対する協力。 (4) 労働安全衛生法、じん肺法等に定める各種健康診断の実施勧奨及び健康診断機関の斡旋。 (5) 協会備え付け各種器具(熱中症指標計、DVD等)の会員に対する無料貸出し。 (6) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に関する相談、事務手続き等の指導。 (7) 労働安全衛生関係図書及び各種用品の頒布。 (8) 「会報」「労働基準」の無料配布。